

## 玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象機器)

第2条 補助対象機器は、次の各号に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで（太陽電池が発電した電力が当該住宅において消費する電力を上回った場合において余剰電力を電力会社へ供給することができる仕組みであるものをいう。）連系するシステムであり、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。
- (2) 未使用品であること。（中古品は除く。）
- (3) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他附属機器で構成されたもの。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自ら居住する村内の住宅（専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。以下同じ。）又は住宅の附帯構造物及び住宅敷地に太陽光発電システムを設置した者又は村内の太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入し、居住している者
- (2) 過去に太陽光発電システム設置に関し、村から補助金の交付を受けていない者
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結している者
- (4) 村税を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 既に住宅等に太陽光発電システムが設置され、増設しようとする者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、設置又は購入する太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位をキロワットとし、小数点第3位を切り捨てる。ただし、その数値が4キロワットを超えるときは、4キロワットとする。）に2万円を乗じて得た額とし、8万円を限度とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置事業実施確認書（様式第2号）
- (2) 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書（様式第3号）
- (3) 太陽光発電システムの工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 村税等完納証明書（様式第4号）
- (5) 太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し
- (6) 電力会社との電力受給契約確認書の写しと単線結線図
- (7) 太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し
- (8) 太陽光発電システムを設置した場所の案内図
- (9) 建物の所有者の承諾書（申請者と太陽光発電システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合又は共有の場合に限る。）
- (10) 振込口座が分かる預金通帳等の写し
- (11) 太陽光発電システムの設置状況を確認することができるカラー写真
  - ① 太陽電池モジュールが設置されている建物全体写真
  - ② 太陽電池モジュールの設置枚数状況が確認できる写真
  - ③ パワーコンディショナの全体及び銘板が確認できる写真
- (12) その他村長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、交付決定通知（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付の決定をした日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を村長に提出し、その承認を

受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 村長は、規則第18条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 村長は、規則第19条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第14条に規定する手続を省略するものとする。

(協力の要請)

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて余剰電力量（売電量）及び需要電力量（買電量）のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 玉川村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成22年玉川村要綱第15号)は、廃止する。